て法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域公共交通再編実施計画に係るもの又は」を加え、「同規則」を「同令」に改め、「特許若しくは」の下に「同法」を加え、「又は」を「」若しくは」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　法第十九条第三項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（法第十八条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資又は貸付けを受ける旨が定められている海上運送高度化実施計画に係るものに限る。）

三　法第二十四条第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（法第二十三条第二項第六号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている鉄道事業再構築実施計画に係るもの又は鉄道事業法第三条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による許可、同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは同法第十六条第三項の規定による認可若しくは同法第十六条第三項の規定による届出（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

第四十五条第二項第一号中「同令第四条第一項」を「第四条第六項」に改める。

第四十六条第五項中「一般乗合旅客自動車運送事業」の下に「又は自家用有償旅客運送」を加える。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第四十六条の三第一項」を削り、「各項ただし書」を「同条第一項ただし書又は第二項ただし書」に、「又は第四十六条の三の規定」を「の規定」に改める。

第三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）

第四条第一号中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十二条第一項第二号」を「第十三条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改め、同条第四号中「第十二条第一項第四号」を「第十三条第一項第四号」に改め、同条第五号中「第十二条第一項第五号」を「第十三条第一項第五号」に改め、同条第六号中「第十二条第一項第六号」を「第十三条第一項第六号」に改め、同条第七号中「第十二条第一項第七号」を「第十三条第一項第七号」に改め、同条第八号中「第十二条第一項第八号」を「第十三条第一項第八号」に改め、同条第九号中「第十二条第一項第九号」を「第十三条第一項第九号」に改め、同条第十号中「第十二条第一項第十号」を「第十三条第一項第十号」に、「助成金の交付」を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項に規定する業務」に改め、同条第十一号から第十四号までを削り、同条第十五号中「第十二条第二項第一号」を「第十三条第二項第一号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十五号中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十七号中「第十二条第三項第二号」を「第十二条第三項第二号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十八号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十九号中「第十五条」を「第十六条」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第二十号を第十六号とし、第二十一号を第十七号とし、第二十二号を第十八号とする。

第九条第二項第一号中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十二条第一項第五号」を「第十三条第一項第五号」に改め、同条第三項第一号を「第十三条第一項第七号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十二条第一項第九号」を「第十三条第一項第九号」に改め、同項第二項を同項第二号とする。

第十二条の三中「又は第四十六条の三第三項」を削る。

第十五条の二から第十五条の六までを削る。

第二十一条を削る。

第二十条第一項中「第十三条第一項前段」を「第十四条第一項前段」に改め、同条第二項中「第十三条第一項後段」を「第十四条第一項後段」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条中「第十二条第一項第五号」を「第十三条第一項第五号」に改め、同条を第十九条とし、第十七条の三を第十八条とする。

第二十五条中「第二十五条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

第二十七条中「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改める。

附則第二条第一項第三号を削り、同項第四号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、第七号を第六号とし、同条第二項中「及び第三号」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に、「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第三号」に、「附則第十一条第一項第四号」に、「とする」を「と、同条第三項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「法附則第十一条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第五項に規定する業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務」とする」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項第二号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「附則第十一条第一項第五号」を「附則第十一条第一項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を削り、第七項を第五項とし、同条第八項中「平成十四年法律第百八十号）附則第三条第一項」を「附則第三条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を削る。

附則第三条中「次に掲げる資産」を「債務等処理法附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設に係る資産（同項の規定により債務等処理法附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（附則第六条第二項において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）へ承継した債務に係る資産のうち機構が承継したものを除く。）」に改め、各号を削る。

別記様式表面中「第25条第2項」を「第24条第2項」に改め、同様式裏面中「第二十五条　」を「第二十四条　」に、「第三十一条　第二十五条第一項」を「第三十条　第二十四条第一項」に改める。

（運輸審議会一般規則の一部改正）

第三条　運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「附則第九条第二項」を「附則第八条第二項」に改める。

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第四条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二号中「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に改める。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第五条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第二項第四号中「第十二条第一項第七号」を「（平成十四年法律第百八十号）第十三条第一項第七号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月二十六日）から施行する。